



## 「過労死等防止対策推進法の制定」

第186回国会において、過労死等防止対策推進法が制定されました。  
この法律は、公布の日(平成26年6月27日)から起算して6か月を超えない範囲内において  
政令で定める日から施行されることとなります。  
さてさて、どんな法律でしょうか。概要だけですがお知らせ致します。



### ★目的

この法律は、近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっていること及び過労死等が、本人はもとより、その遺族又は家族のみならず社会にとっても大きな損失であることに鑑み、過労死等に関する調査研究等について定めることにより、過労死等の防止のための対策を推進し、もって過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的とすること。

### ★定義

この法律において「過労死等」とは、業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡若しくは業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡又はこれらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害をいうこと。

### ★基本理念

- ①過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行われなければならないこと。
- ②過労死等の防止のための対策は、国、地方公共団体、事業主その他の関係する者の相互の密接な連携の下に行われなければならないこと。

### ★国の責務等

- ①国は、基本理念にのっとり、過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を有すること。
- ②地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならないこと。
- ③事業主は、国及び地方公共団体を実施する過労死等の防止のための対策に協力するよう努めるものとする。
- ④国民は、過労死等を防止することの重要性を自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう努めるものとする。

### ★過労死等防止啓発月間

国民の間に広く過労死等を防止することの重要性について自覚を促し、これに対する関心と理解を深めるため、過労死等防止啓発月間(11月)を設けること。

### ★年次報告

政府は、毎年、国会に、我が国における過労死等の概要及び政府が過労死等の防止のために講じた施策の状況に関する報告書を提出しなければならないこと。

### ★過労死等の防止のための対策

- ①調査研究等、②啓発、③相談体制の整備等、④民間団体の活動に対する支援

### ★過労死等防止対策推進協議会

厚生労働省に、過労死等の防止のための対策に関する大綱を定めるに際して意見を聞く、当事者等、労働者代表者、使用者代表者及び専門的知識を有する者をもって構成される協議会を設置

### ★過労死等に関する調査研究等を踏まえた法制上の措置等

政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

過労死に至る前の、働き方の規制を強くする方が先だと思うのですが...